

マイナンバーの利用事務および情報連携事務の一覧

法令※に基づき、市役所の以下の事務において必要に応じてマイナンバーを利用します。
窓口等で求められた際は、「身元確認」と「マイナンバーの確認」にご理解とご協力をお願いします。
詳細につきましては、各事務担当部署へ確認をお願いします。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」（以下、「法」という）

【行政事務としての利用】

事務名	マイナンバーの 収集／事務利用 (法別表第1記載事務)	自団体および他団体 等との情報連携の実 施 (法別表第2記載事務)	担当部署名	
<u>住民基本台帳に関する事務</u>	○ (住民基本台帳法)	○ (住民基本台帳法)	市民課	交付申請係
<u>個人住民税に関する事務（ふるさと納税のみ）</u>	○	×	企画課	政策推進係
<u>個人住民税に関する事務（ふるさと納税を除く）</u>				市民税係
<u>軽自動車税に関する事務</u>	○	○	税務課	
<u>固定資産税及び都市計画税賦課事務</u>				資産税係
<u>障害児福祉施設の利用等に係る事務</u>	○	○		
<u>身体障害者手帳の交付等に係る事務</u>	○	×		
<u>身体障がい者の措置入所等に係る事務</u>	○	○		
<u>精神障がい者の福祉サービスに係る事務</u>	○	○		
<u>知的障がい者の措置入所等に係る事務</u>	○	○		
<u>特別児童扶養手当に係る事務</u>	○	○	社会福祉課	
<u>特別障害者手当に係る事務</u>	○	○		
<u>障がい者福祉施設の利用等に係る事務</u>	○	○		
<u>生活保護法関連事務</u>	○	○		保護係
	○	○		
<u>「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に関する事務</u>	○	○		
<u>介護保険に関する事務</u>	○	○	介護保 険課	保険料係 保険給付係
<u>保育所入所児童に係る管理及び保育料の徴収事務</u>	○	○		
<u>子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務</u>	○	○		保育係
<u>災害共済給付に係る事務</u>	○	×		
<u>母子生活支援施設関係事務</u>	○	○	こども 福祉課	
<u>児童扶養手当関係事務</u>	○	○		
<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務</u>	○	○		子育て支援係
<u>児童手当関係事務</u>	○	○		
<u>予防接種に関する事務</u>	○	○	健康推 進課	母子保健係
<u>母子健康管理に関する事務</u>	○	○		
<u>国民健康保険税に関する事務</u>	○	○	保険年 金課	国保係
<u>国民健康保険に関する事務</u>	○	○		
<u>後期高齢者医療事務</u>	○	○		給付年金係 (後期高齢者医療広域連合)
<u>国民年金に関する事務</u>	○	○		
<u>公営住宅に関する事務</u>	○	○	建築課	住宅施設係 (窓口 住宅供給公社)

【事業者としての利用】

<u>報酬等に係る支払い調書の提出事務</u>	○	×	支払い等関係課・施設
<u>源泉徴収票、給与支払報告書の提出事務</u>			
<u>社会保険関係の手続事務</u>			